

おがさわら人とペットと野生動物が共存する島づくり協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、おがさわら人とペットと野生動物が共存する島づくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、小笠原世界遺産センター外来種対処室の管理運営及び施設を活用した事業実施を通じて、「人とペットと野生動物が共存する島づくり」を実現し、ひいては世界自然遺産に登録された稀有な生態系とそこに生息する野生動物を保全することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、関係機関・団体との協力のもと、次の事業を行う。

- (1) ペット由来の外来種を生み出さないための適正飼養の推進
- (2) ペット由来の外来種である飼い主のいないネコ対策
- (3) 外来種等による被害、影響を受ける野生動物の保護
- (4) その他、第2条の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 協議会は、別紙の構成団体をもって組織し、原則としてその機関の代表者を委員とする。

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 1名

2 役員は、構成員の中から互選する。

3 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(役員の仕事)

第6条 会長は協議会を代表し、会務を掌理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、会長の職務を代行する。

3 監事は、会務及び会計を監査する。

(総会)

第7条 総会は、会長が招集し、事業計画、予算その他協議会の運営に必要な事項について協議を行い、必要事項を決定し、事業結果、決算、監査結果その他について報

告を行う。

- 2 総会は原則として毎年1回開催することとし、その他、会長は必要に応じて会議を招集することができる。
- 3 会長不在のときは、副会長が会議を招集する。
- 4 会議の進行は会長が行うものとし、会長が欠けるときは、あらかじめ会長の指名する委員があたる。

(事務局)

第8条 協議会の事務を処理するため、事務局を小笠原村役場環境課内に置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

(幹事会)

第9条 協議会に、事業の総合調整を図るため、事務局長及び幹事をもって構成する幹事会を置く。

- 2 前項の幹事は、構成団体の担当職員をもって充てる。
- 3 事務局長は必要に応じて幹事会を招集し、協議会の事業の企画立案を行う。

(アドバイザー)

第10条 協議会及び幹事会にはアドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーは協議会の事業に関する知見を有する者について、会長又は事務局長が委嘱する。

(会計)

第11条 協議会の経費は、負担金、事業収入及び寄付金その他の収入をもって充てる。

- 2 協議会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(規約の改正)

第12条 本規約の改正は、総会での合意を得て行う。

(雑 則)

第13条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は会長が定める。

(附 則)

本規約は、平成28年10月17日から施行する。

別紙

おがさわら人とペットと野生動物が共存する島づくり協議会
構成団体名簿

構成団体	職	名
関東地方環境事務所 小笠原自然保護官事務所	首席自然保護官	
関東森林管理局 小笠原諸島森林生態系保全センター	所	長
小笠原村	村	長
公益社団法人 東京都獣医師会	会	長
NPO法人 小笠原自然文化研究所	理 事	長